広報　第40号

三島町だより

発行　昭和46年7月15日
新潟県三島郡
三島町役場
局番 025842
（代） 2221

印刷　北越印刷株式会社
長岡市福住１丁目
TEL (3) 0306

町のすがた
（7月1日現在）

人口	男	3,409人
	女	3,750人
	計	7,159人
世帯数		1,552

（脇野町小学校）

もうすぐ夏休み

規則正しく健康で楽しくすごそう

町議会議員選挙

投票日は八月十日

八月いっぱいで任期満了となる、町議会議員の選挙が八月三日告示、八月十日投票日と決まりました。

この選挙は私たち町民にもっとも身近かで大切な選挙ですから、明るく正しい責任ある一票で、より住みよい町にするための最適任のかたを選びましょう。

不在者投票の請求は

不在者投票制度の改正で投票用紙などの請求は告示日前でも受け付けます。病院に入院中の人や、選挙の当日、仕事や用事で投票所へ行けない人は早めに、不在者投票用紙などの請求をしてください。

なお、告示日前にこの請求手続きをした場合でも、投票できる期間は告示の日から投票日の前日までになっています。

立候補手続きなどの説明会は7月22日に

七月二十二日午後二時から役場で、立候補に必要な事柄について説明会を開きますから立候補予定のかたはご出席ください。

選挙事務の取り扱い

選挙事務は告示の日から（土曜も日曜も）午前八時三十分から午後五時まで、役場の二階にある、選挙事務室で執務します。なお、電話は二、二二一番へお願いいたします。

（三島町選挙管理委員会）

第二回

定例議会終る

六月十七日に、第二回定例会が招集され、七月十日までの二十四日間の会期を決定し、専決処分三件の報告があり、ついで今まで長岡市に委託していた、し尿処理を長岡市がこの施設を拡張する機会に長岡市、越路町と当町の三市町で一部事務組合を組織する議案が提案され可決されました。

六月二十九日には町政に対する一般質問が行われ、十二人の議員からそれぞれ当面する重要な質問がなされました。この日は早朝から三島町農村婦人生活講座の方々四十九名が議会の傍聴をされました。

次いで三十日には、地方税法改正による国民健康保険条例の一部改正。

三島町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正。

昭和四十六年度三島町一般会計補正予算がそれぞれ可決され、最終日七月十日には古見助役が任期満了のため退任されました。

夏期の防犯に協力しよう

暑い日がつづく夏にはいろいろの犯罪や事故が多発します。警察や防犯組合は次のことを重点に防犯活動を強化しています。

町民のみなさんも協力して明るい町づくりに努めましょう。

◇少年非行の防止
- 未成年者の飲酒、喫煙、夜遊び、不良交遊、不健全娯楽などの防止
- 自動車の暴走、酒酔い運転の防止

◇性犯罪の防止
- 婦女子の深夜のひとり歩きはしない
- 服装などに注意する
- 通勤、通学など婦女子の被害防止
- 幼児、少女などの被害防止のための保護と指導
- 護身用防犯ブザーの活用

◇暴力犯罪の予防
- 被害にかかったら恐れず届出を

◇水死、水難事故の防止
- 幼児のひとりあそびをさせない
- 学校で指定した場所、時間以外は泳がない
- 風のあるとき、波の高いときは海で泳がない
- 悪天候のときはボートなどに乗らない

◇盗難被害防止
- あき巣ねらい、すり、万引、置引きに注意する
- 自動車盗の防止
- 青空駐車の抑制
- 自動車のカギかけ
- エンジンキーのぬき取り
- 貴重品等の車外持ち出し

45年度納税ほぼ一〇〇%

ご協力ありがとう

昭和四十五年度の三島町の会計は五月三十一日に整理され、町税や国民健康保険料などの納入状況がまとまりました。

今年も納税者のかたがたのご理解によって、ほぼ、一〇〇%に近い納入成績を挙げることができました。

これも納税者のご協力と共に税金や保険料、水道料のとりまとめにご協力いただいた、納税組合長さんのご熱意によるものと厚くお礼申し上げます。

町では、六月十九日に町税、保険料、水道料を完納された三十七の納税組合に対して感謝の意をこめて完納報償金を贈りました。

なお、完納報償金は、三月末日（年度末）までに完納された組合と、五月末日（会計閉鎖日）までに完納された組合とに差がつけてあります。できる限り納期限内に納められるよう一層のご協力をお願いいたします。

◇三月末まで完納された組合

鳥越（唐崎、町向、上村、堅西、堅東、馬場、下原、上向、上原西、後谷）脇野町（下横町、宮下町、神明町、中江町、日之出町）中条、新保、大野、下河根川、蓮花寺、中永、上条、逆谷、気比宮、藤川、宮沢、以上二十六組合

◇五月末日までに完納となった組合

鳥越（上原東）七日市、吉崎（上町、中町、下町）脇野町（上横町、本町、志田町、旭町、学校町）瓜生以上十一組合

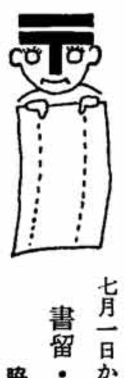

七月一日から改正

書留・速達料など

脇野町郵便局

七月一日から郵便料金が次のように一部改正されました。

書留	現金	5,000円まで	100円
		5,000円をこえ5,000円までごとに	10円増
	物品	5,000円まで	100円
		5,000円をこえ5,000円までごとに	2円増
	簡易書留		60円
速達	通常郵便物	200ｇまで	70円
		200ｇをこえ1kgまで	100円
		1kgをこえ4kgまで	200円
	小包郵便物	2kgまで	100円
		2kgをこえ4kgまで	150円

〔例〕　現金書留で２万円を速達で送金する場合（重さ25ｇ）の送料は，郵便料＋書留料＋速達料。
15円＋130円＋70円＝215円かかります。

※　第三種・第四種郵便物については省略しました。

内職のご相談はお気がるに

新潟県庁の脇にある、白山ビル四階に内職相談センターができました。

このセンターは、内職に関することがらであれば、どんなことでも相談にのってもらえます。

内職を探しているかた、内職をする人を求めている事業主のかたはご相談ください。

また、長岡の職業安定所（長岡市呉服町一丁目　電話　長岡三二―〇〇五〇）でも毎週月・水・金曜の三日間午前九時から午後四時まで内職相談員が駐在して相談に応じています。

家庭で造れる

自家用果実酒の改正

家庭でつくってもさしつかえない酒は、これまで梅みかん、いちごなど十三種類を原料とするものに限られていましたが、五月三十一日から、ぶどうとやまぶどうを除いてほぼ何を使用してもよいことになりました。自然の風味を活用した趣味のリキュールづくりをお楽しみください。

なお、自家用に限るもので、次のことに注意してください。

一、原料は、果実に限らず草の実、野菜などいろいろなものが考えられますが、米、麦あわなどを使用してアルコール醱酵させるものは認められません

二、グルタミン酸ソーダ、色素、香料などを入れることはできません。

（長岡税務署）

七月の衛生行事

月日	種目	対象	ところ	とき
7・28	乳児検診	一才未満児	役場分館	13・0～15・0
7・30	ジフテリヤ百日セキ破傷風混合注射	44・4・1～46・3・31出生児	同	14・0～15・30
8・3	栄養指導車	一般	役場分館前 吉崎神社前	10・0～11・0 13・30～14・30
8・4	同	同	日吉支所 吉川農協前	10・0～11・0 13・30～14・30
8・4	成人病一次検診	一般（上岩井） 一般（七日市）	上岩井公民館 七日市公民館	9・30～11・0 13・30～15・0
8・5	同	一般（藤川・宮沢・気比宮・瓜生）	役場分館	13・30～15・0
8・6	同	一般（上条・逆谷） 一般（蓮花寺・中永）	上条公民館 蓮花寺公民館	9・30～11・0 13・30～15・0
~~8・9~~	~~妊婦検診~~	~~一般~~	~~役場分館~~	~~13・0～15・0~~
8・~~10~~9	成人病一次検診	一般（鳥越）	日吉小学校	9・30～11・0 13・30～15・0
8・~~10~~9	間接撮影	一般（鳥越）	同	9・30～11・0 13・30～15・0
8・11	成人病一次検診	一般（新保・大野・下河根川） 一般（吉崎・中条）	役場分館 同	9・30～11・0 13・30～15・0
8・11	間接撮影	一般（新保・大野・下河根川） 一般（吉崎・中条）	同 同	9・30～11・0 13・30～15・0
8・12	成人病一次検診	一般（脇野町）	同	9・30～11・0 13・30～15・0
8・12	間接撮影	同	同	9・30～11・0 13・30～15・0

参議院議員選挙

投・開票の状況

先月二十七日に行なわれた参議院議員選挙の三島町での投・開票のあらましをお知らせいたします。

有権者数	四、九八五
投票者数	三、六一六
投票率	七二・五四

◇地方区

有効票	三、三〇二
無効票	三一四
得票数	
杉山善太郎	一、四二八
伊藤　千穂	一五二
佐藤　隆	一、七二二

◇全国区

有効票	三、三〇七
無効票	三〇九
得票数（端数省略）	
伊部まこと（社）	三〇一
楠　正俊（自）	二七二
宮崎　正義（公）	二一四
野上　元（社）	一六〇
安西　愛子（自）	一五二
山本茂一郎（自）	一三七
田　英夫（社）	一三一
徳永　正利（自）	一二七
山内　一郎（自）	一一六
小林　章（自）	九二
中村　利次（民）	九一
青木　一男（自）	九一
一竜斉テイホー（自）	八一
横山　フク（自）	八〇
西村　尚治（自）	七七

（以下略）

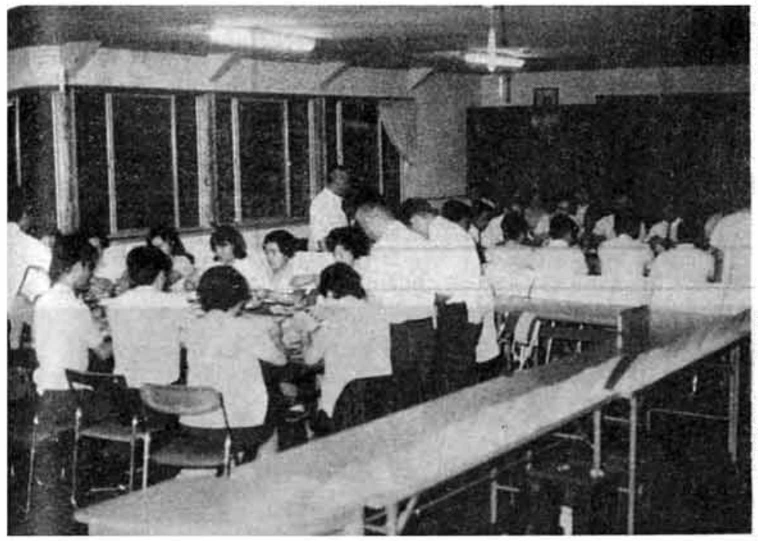

慎重にすすむ開票

町内各投票所の投票状況は次のとおりでした。

投票所（大字）	有権者数	投票者数	投票率%
第一　脇野町、吉崎、中条	一、四三二	一、〇二七	七一・七七
第二　新保、大野、下河根川、瓜生	六四六	四六〇	七一・二一
第三　上岩井	四三二	三四八	八〇・七四
第四　蓮花寺、中永、上条、逆谷	六七八	五三二	七八・四七
第五　気比宮、藤川、宮沢	五一〇	三七八	七四・一二
第六　七日市	四〇三	二八二	六九・九八
第七　島越	八八六	五八九	六六・四八

きびしくなった

農薬の使用規制

近年農薬の種類、使用量の増加に伴い、残留農薬による人体への影響、環境汚染などが社会的な問題になっています。

このため、農薬使用に伴う諸問題とくに食品中の残留農薬対策、土壌、水質、環境汚染防止などの具体策を早急にすすめる必要があり、本年一月十四日に「農薬取締法の一部を改正する法律が公布、四月一日から施行されました。

農薬を使用されるときは別表の使用基準などに十分ご留意ください。

なお、有機塩素系殺虫剤（BHC、DDT、アルドリン、デルドリン、エンドリン）は三島町内に四トン程度保有されている見込みですが、使用規制の強化により使用できなくなったものを、個々で処分されると地下水等への影響も考えられますので、関係機関と協議のうえ近日中に処分方法を決定しますから、その節はご協力くださるようお願いいたします。

（産業係）

1　指定農薬の使用基準

（この基準に違反して使用した場合は農薬取締法により3万円以下の罰金を科せられる。更に農薬残留許容量をこえた場合は食品衛生法に基づき出荷停止および3万円以下の罰金が併科される。

BHCを含有する製剤	使用基準	樹木（果樹を除く）以外使用してはならない。
アルドリンを含有する製剤	使用基準	樹木の苗木以外使用してはならない
デルドリンを含有する製剤	使用基準	伐採された樹木以外使用してはならない
エンドリンを含有する製剤	使用基準	使用してはならない

	作物名	使用方法				備考
		濃度	施用方法	収穫前使用禁止期間	使用回数の制限	
ひ酸鉛	もも		樹幹塗布のみ			これらの作物以外には使用してはならない
	かき、なし	250倍以上	散布	45日	1回	
	りんご	250倍以上	散布	60日	1回	
	かぼちゃ、きゅうり、すいか、メロン、なす、とうがらし、トマト、ピーマン	250倍以上	散布	開花前まで		

2　農薬残留許容量設定に基づく安全使用基準

この基準に準拠しないで使用し農薬残留許容量をこえた場合は食品衛生法により出荷停止および3万円以下の罰金を科せられる。

対象農薬	項目	ぶどう 露地	ぶどう 施設	きゅうり 露地	きゅうり 施設（含、トンネル、フレーム）	トマト 露地	トマト 施設（含、トンネル、フレーム）	キャベツ	ばれいしょ	いちご	ほうれんそう	いね	だいこん
有機ひ素を含有する製剤	収穫前使用禁止期間	10日間		7日間		14日間		—	使用しない	14日間	使用しない	—	—
	使用回数の制限	開花後は3日以内				5回以内				5回以内			
	使用間隔	7日以上								7日以上			
ひ酸石灰を含有する製剤	収穫前使用禁止期間	使用しない		開花始め以後は使用しない				—	7日間	使用しない		—	—
	使用回数の制限								3回以内				
	使用間隔			7日以上					7日以上				
	備考												
EPNを含有する製剤	収穫前使用禁止期間	45日間	使用しない	7日間	使用しない	30日間	使用しない	30日間	使用しない			[illegible]（ニカメイチュウ二世代には使用しない）	45日間
	使用回数の制限	1回以内				4回以内		4回以内				3回以内	1回以内
	使用間隔			7日以上		7日以上		7日以上				7日以上	

留意事項　① りんご、日本なし、ももは紙面の都合で省略しました。
② 安全基準の設定されていない作物もすでに定められた類似作物に準じて扱ってください。

3　DDTを含有する製剤は販売禁止、全面使用禁止になっています。

消火栓の使用は

…消防活動だけ!!

消火栓はご承知のとおり消防活動以外に使用してはならないことになっています。

しかし、最近消火栓を無断で開栓して、いろいろの用水に使用されている事実があり、水道課では少なからぬ被害を受けています。

このため、当課では今後消火栓を消防活動以外に使用されたときは、大字（町内）個人の区別なく、盗水量や修理に要した費用を徴収する考えでおります。

また、消火栓を消防活動以外に使用した場合、消防法違反で摘発されることもありますので、十分ご留意くださるようお願いいたします。

（水道係）

青少年赤十字

町内小中学校

合同登録式挙行

六月八日、町内三校の児童、生徒八四三名が、町体育館で、「青少年赤十字小中合同登録式」を実施した。

この式典も回を重ねて、本年度は第三回目を迎えた。

三島町小中学生が、児童会・生徒会の組織活動の中で、心身の鍛練と人のため社会のためにつくすことをねらいとする。

毎日の生活をこの目標に向って進んでいる。そして明るい平和の世の中の実現を願っての学校生活、家庭生活を実践することに意義をもつのである。

小学校三年生から、このJRCに加盟するわけであるが、当日、加盟者を代表して日吉小の青柳さんは「とてもきれいな旗だ。この旗のもと、みんなのためになることをやっていけるのはとてもうれしい。」

また、中学校の代表者東君は「同じことをやるにも自分から進んでやることが大切である。そのために、ひとりひとりの生徒が、体力・知力・奉仕の精神をそなえた人間になるように、努力しようではないか。」と、堂々と自分の見解をのべた。

式典の進行にともない、ご臨席を賜わった来賓各位から、児童生徒ならびに指導者に対して、暖かい激励のお言葉をいただき、これまた、登録式をもりあげていただきました。

登録式終了後は、参加各校による交歓会が実施され、町体育館に楽しい雰囲気をかもし出した。

三島町の三校が、この青少年赤十字の精神に則って協力と互尊で結ばれ、教育振興に実践を誓い合うことは、まことに敬意を表さざるをえないと強く感じた。

町民の方々に、ほんの一端であるがお知らせをし、今後のご協力をお願い申し上げる次第である。

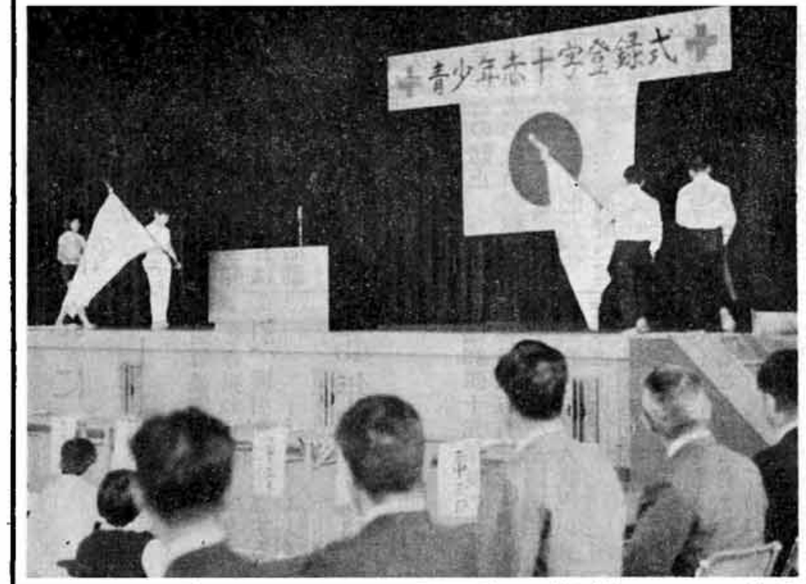

期待される三島まつり

今年は町主催で

毎年八月十六日に商工会で行なわれた三島まつりを今年は町主催で行なうことになりました。期日はやはり八月十六日です。

昨年八月二十六日にまつりの反省会を開いたところ伝統あるこのまつりは、町が主催して行なうべきであるというご意見が圧倒的でした。この主旨にそって、町では直ちに議会、商工会区長会、婦人会、公民館振興員および農林業関係の代表者十五名で三島まつり委員会を設け、町長が会長となり、何回も会議を重ねいろいろの面から調査し審議した結果、このたび、三島町まつりの行事を次のとおり決定いたしました。

三島おどり町内流し　昼夜
大花火大会　夜七時より
ブラスバンド鼓笛隊行進　午後四時
商品、錦鯉夏野菜特売会　八月十六日　体育館

なお、まつりの当日は町中心部で植木市も開きます。

このまつりが三島町の発展を象徴する全町民挙げての、盛大にして楽しいものとなるよう心から祈念する次第であります。

みなさんのご協力をお願い申し上げます。

（産業土木課）

発足一周年を迎えた

国税不服審判所

昨年新しく発足した国税不服審判所は五月一日で満一周年を迎えました。

発足以来この一年間に、全国で約四千件の審査請求を処理しましたが、その処理の内訳をみると、全部取消、一部取消など審査請求をしたかたに有利に解決されたものが約半数もあります。

国税不服審判所は、税務署から更正や決定を受けてそれに不服がある納税者から出された審査請求について、国税局や税務署から独立してその不服を解決するところです。

審査請求されたかたは、審判所長の行なった決定に対し不服があるときは、さらに裁判所へ訴えることができますが税務署側からは訴えることはできません。

審査請求の手続きは、まず税務署の更正や決定について不服がある場合は、異議申立てをします。税務署では異議申立てについてその内容を調査のうえ異議申立てについての決定をしますが、この決定についてさらに不服があるときは、その決定を受けた日から一か月以内に審判所に審査請求をすることができます。（青色申告をしているかたは、異議申立てをしないで直接、審判所に審査請求することもできます。）

審査請求には裁判のようなむずかしい手続きはありません。また、費用もいりません。審査請求書の様式や用紙は自由ですが、審判所や税務署に備えてある用紙（無料）を利用されると便利です。書き方などわからないことは、審判所や税務署でおたずねください。

もよりの国税不服審判所の所在地は次のとおりです

関東信越国税不服審判所
東京都千代田区大手町
一—三—二
（郵便番号一〇〇）

関東信越国税不服審判所
新潟支所
新潟市営所通二—九六二—五
（郵便番号九五一）

きれいな選挙で明るい町政

三島町議会議員選挙　8月10日

午前7時から午後6時まで